

令和5年度
文化庁日本語教育大会（WEB大会）

文化庁における日本語教育施策について

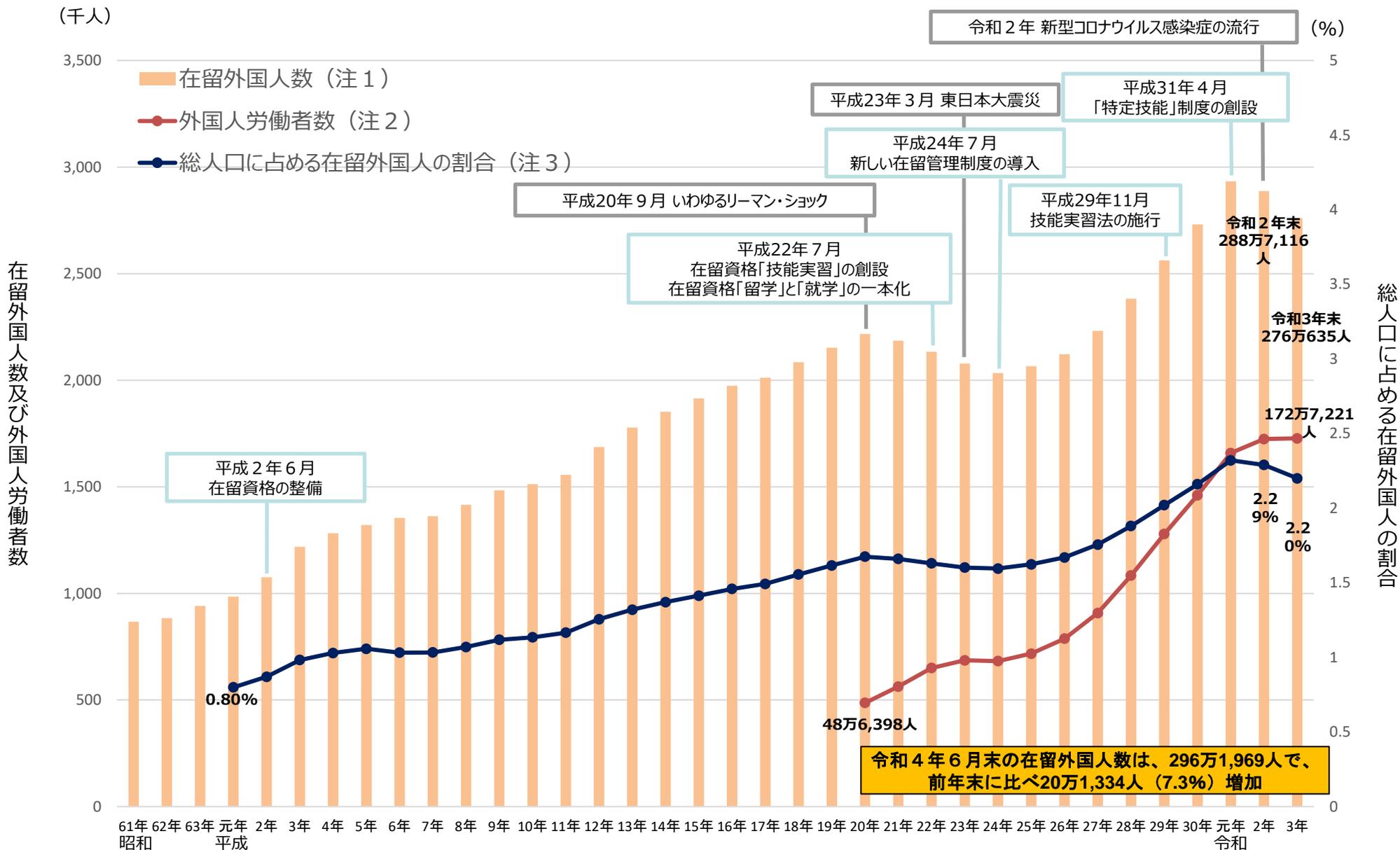


Japanese Language Education

令和5年3月
文化庁国語課

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

(出典) 出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」



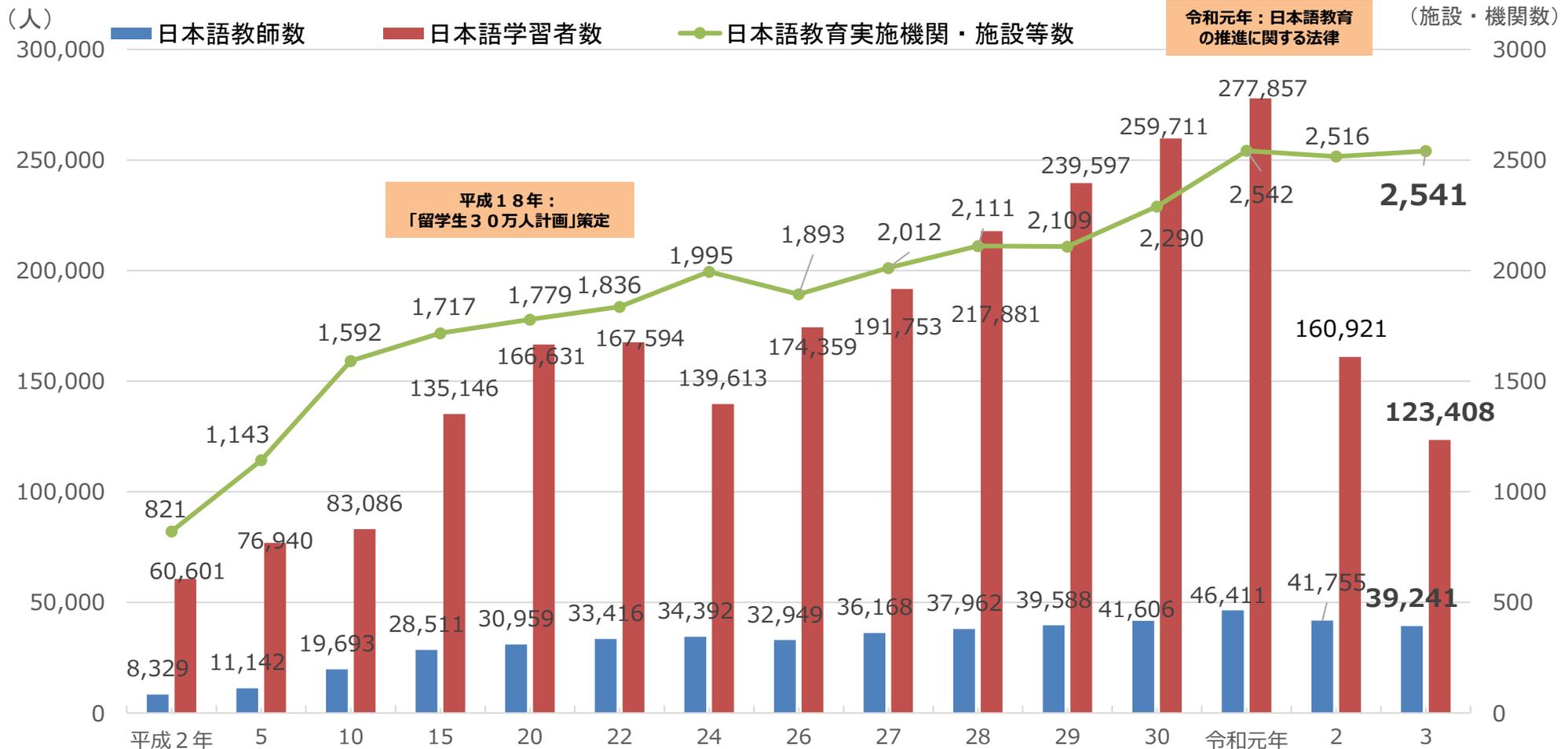
(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)

(注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）**国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・ 外国人等である**幼児，児童，生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ 地域における日本語教育
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・ 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・ 日本語教育の実態，効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・ 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・ 地方公共団体は，国の施策を勘案し，地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ **政府**は，関係行政機関相互の調整を行うため，**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は，**日本語教育推進関係者会議**を設け，関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に，地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため，**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は，以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育

(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

【3】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）の概要

令和4年6月14日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

- 我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。
- 受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。
- 今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- 日本語教育の質の向上等

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
- 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
 - ① 留学生の就職等の支援
 - ② 就労場面における支援
 - ③ 適正な労働環境等の確保
- 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- ライフステージに共通する取組

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- 悪質な仲介事業者等の排除
- 海外における日本語教育基盤の充実等

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
 - ①在留管理基盤の強化
 - ②留学生の在籍管理の徹底
 - ③技能実習制度の更なる適正化
 - ④不法滞在者等への対策強化

【3】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）の概要

令和4年6月14日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

- 我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。
- 受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。
- 今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人材の受入れのために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- 日本語教育の質の向上等

外国人に対する生活支援と外国人向けの相談体制の強化

- 外国人材の受入れ
- 生活支援

ライフ

- 「外国人材の受入れ」
- 「生活支援」
- 「共生」

外

- 特定
- 悪質

共生

- 共生
- 共生
- 共生

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
 - 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援《施策1》
 - 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
 - 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- 日本語教育の質の向上等
 - 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

- ①在留管理基盤の強化 ②留学生の在籍管理の徹底 ③技能実習制度の更なる適正化 ④不法滞在者等への対策強化

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

4 重点事項に係る主な取組

☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

背景・課題

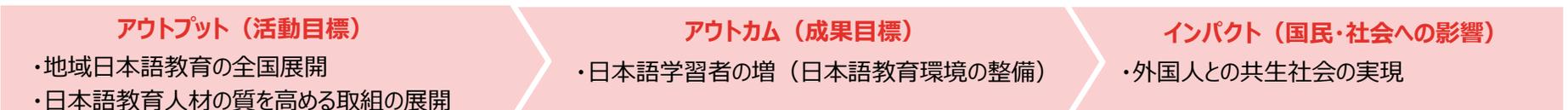
我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 確保 展開・学習機会の全国 日本語教育の質の向上等	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 600百万円（500百万円） ○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48→55)、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 153百万円（132百万円） ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材（つなひろ）の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツや新たな言語を追加	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円（24百万円） NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。（外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など）	条約難民等に対する日本語教育(拡充) 128百万円（55百万円） 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
	①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 14百万円（25百万円） 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 250百万円（201百万円） 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年）及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ②現職日本語教師研修プログラム普及、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 191百万円（51百万円） 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。	④日本語教育に関する調査及び調査研究 28百万円（31百万円） 日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。（実態調査、養成・研修の調査、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実等）



外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和5年度予算額（案） 600百万円
（前年度予算額 500百万円）

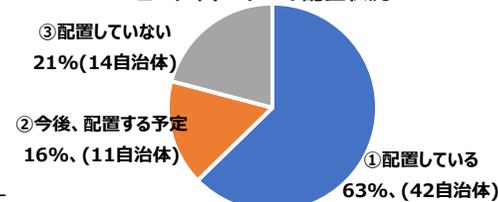


背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。

※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象として、法案の早期提出を視野に検討中。

都道府県・政令指定都市における
コーディネーターの配置状況



「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」資料
（文化庁：令和4年1月）

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件（R4実績48件）

（1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの人数増

（2）地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

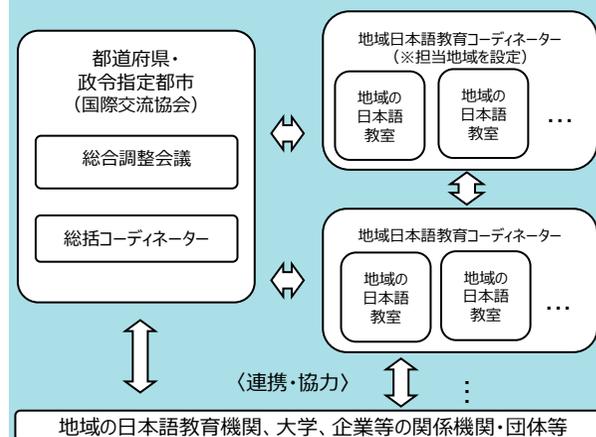
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり



アウトプット（活動目標）

- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
（日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定）

インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する

令和4年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体所在地

第1次募集 合計48団体

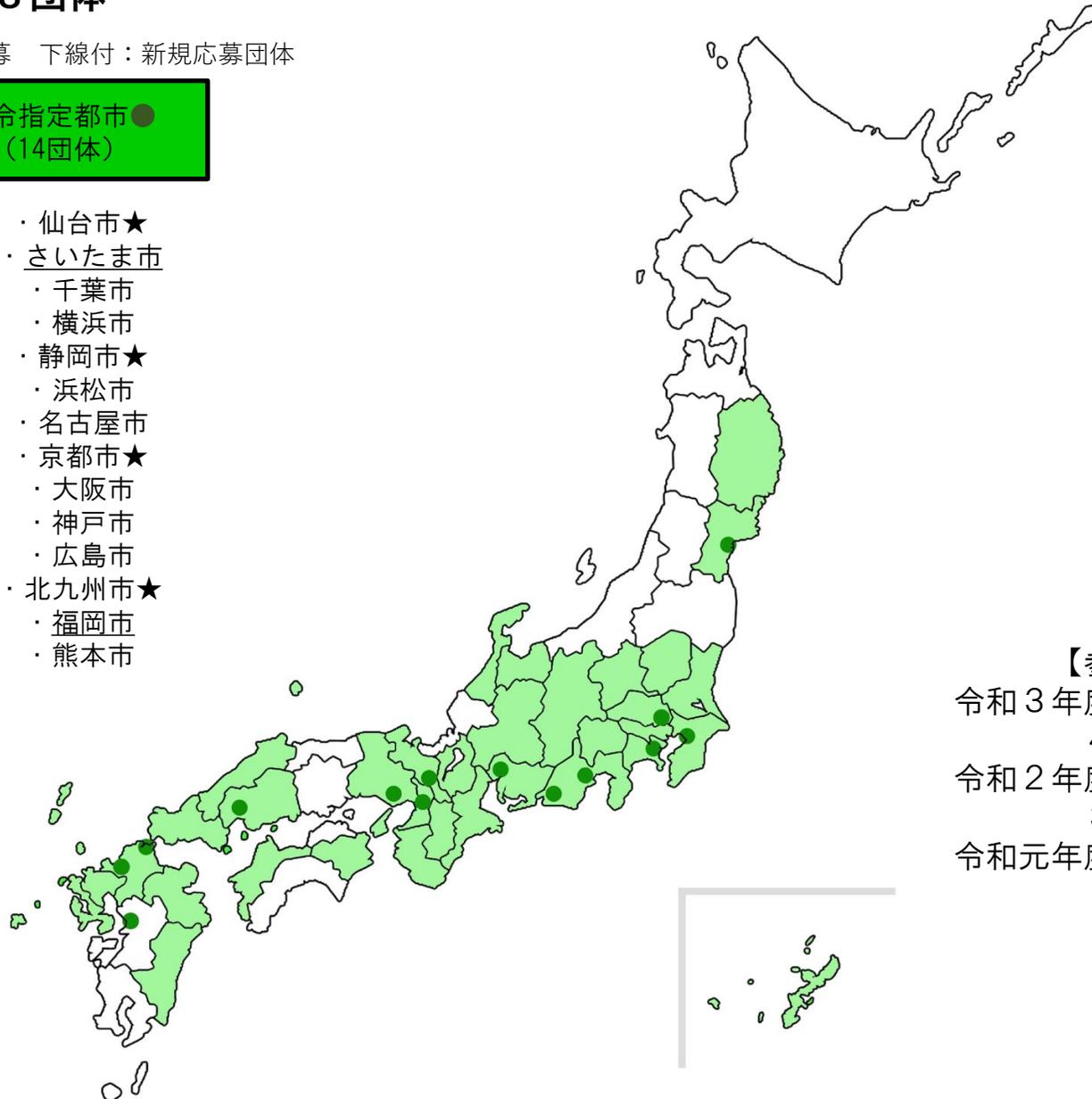
★：地域国際化協会が応募 下線付：新規応募団体

都道府県
(34団体)

政令指定都市●
(14団体)

- ・岩手県
- ・宮城県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・沖縄県★

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】

令和3年度 実施団体
42団体
令和2年度 実施団体
35団体
令和元年度 実施団体
17団体

現状
と
課題

- ウクライナからの避難民が当該地域に転居し、地域日本語教室への参加を希望する可能性
- 避難民である学習者に対する指導経験や文化背景に理解がある日本語教師等が少ない
- 特別な配慮を必要とする日本語教育の実施に関して、知見に基づいた実施体制の構築が課題

活用事例

避難民等受入れ団体

難民等への日本語教育の経験を有する団体による日本語教育の知見の提供

○難民・避難民等に関するノウハウ共有

総括コーディネーター等

避難民のニーズを踏まえたマッチング等の支援

日本語教育機関・大学

日本語教師

日本語学習支援者

○連絡・調整

○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等

日本語教育の実施

避難民への生活に必要な日本語教育の実施



○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等
↑
通訳・相談対応等の支援

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業では、

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
 - ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等

などを補助対象経費として計上できます。

都道府県・市区町村、国際交流協会に設置された相談窓口・通訳等との連携

その他の活用事例：

- ・ウクライナからの避難民を受け入れる複数の地方公共団体による情報共有を目的とした会議等

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

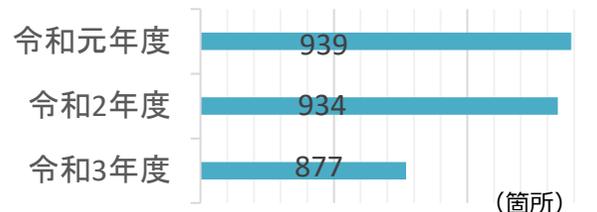
令和5年度予算額(案)
(前年度予算額)

153百万円
132百万円



背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は877である（令和3年11月現在）。その地域に在住する外国人数は178,403人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

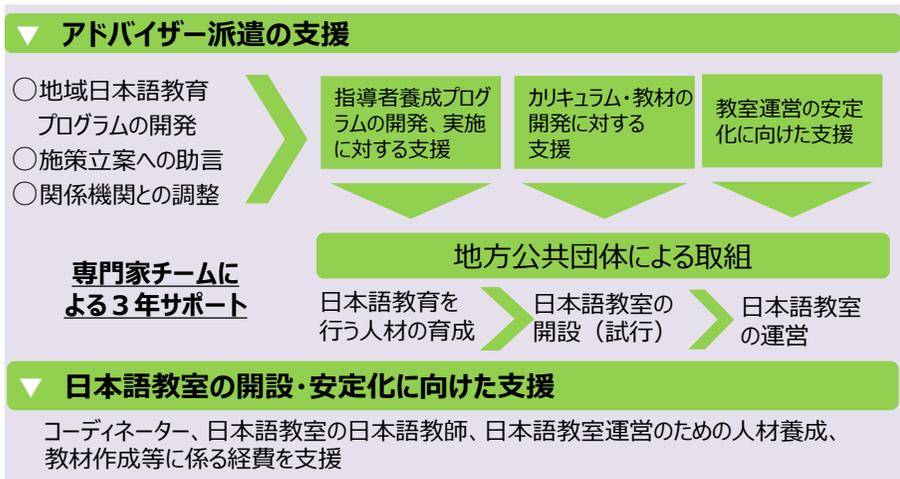


日本語教室がない地方公共団体の数の推移
(出典) 文化庁日本語教育実態調査

事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

・日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。《令和5年度件数》 24件（前年度：30件）



2 ICT教材の開発・提供 拡充



日本語学習サイト 「つながるひろがる にほんごでのくらし」 (通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 17言語（令和4年度末）

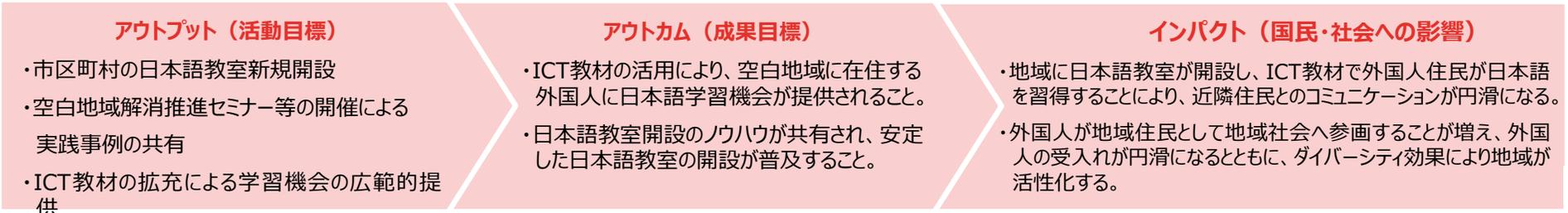
中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

・令和5年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語（フランス語）を追加予定。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

・日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催

・域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催





概要
日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が**独学**で習得できる**日本語学習コンテンツ**を開発・公開
(開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社)

内容
・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト (R3：約170万アクセス)
・活用方法等のセミナーの開催 (R3：約2,000人参加登録)

対応言語 全16言語
日本語、英語、中国語簡体字、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール (カンボジア) 語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語
ウクライナ語、ロシア語【令和4年6月30日公開】
中国語繁体字【令和4年12月22日公開】

令和4年度今後追加：中国語 (繁体字)

使い方ガイドブック等の作成
活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・ポスター
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになりたいことを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

[このサイトについて](#) [自分に合ったレベルを探そう](#)

はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業（地域日本語教育実践プログラム）

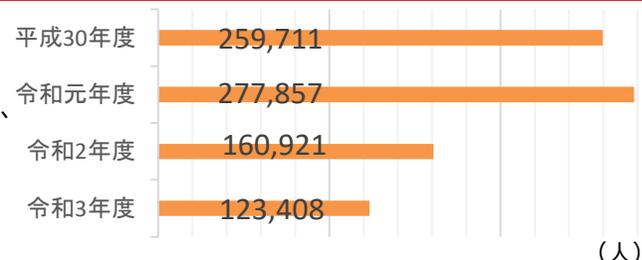
令和5年度予算額(案)
(前年度予算額)

24百万円
24百万円



背景・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果（※）によれば、約6割の団体より、在住外国人等の出身国や地域ごとの背景、「子育て・教育」「就労」等の特定のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、特定のニーズ）が指摘されている。これらのニーズは特定の地域に限らず、全国の地方公共団体が学習ニーズとして挙げており、広域で共通して挙げられる「特定のニーズ」に応じた日本語教育の在り方を検討することが求められる。また、同時に専門性を有する日本語教育人材（地域日本語教育コーディネーター、日本語教師等）の不足についても8割を超える都道府県・政令指定都市により指摘されており、専門性が必要な「特定のニーズ」に対する解決方法の検討が難しい状況にある。



※「令和3年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(R3年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和3年度)

事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズに着目した先進的な取組の創出を支援。

▼ 想定される取組例

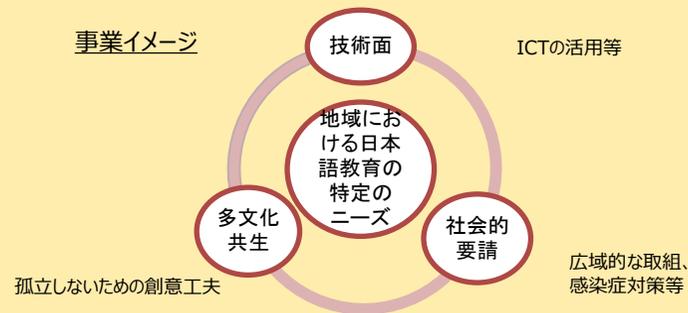
● **読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組**
例: 会話はできて読み書きができない外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

● **可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組**
例: 自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、地域住民と対話による日本語教育の取組への支援

«令和5年度件数» 件数：8件 (前年度：8件)

▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の在り方の検討。
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム（成果目標）

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- ①健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
 - ②相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- ・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和5年度予算額（案）14百万円
（前年度予算額 25百万円）



背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

「日本語教育の参照枠」とは

欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開されたヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference For Language)を参考に、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

➢ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

参照枠に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が**生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発**することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 参照枠を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 参照枠に基づくカリキュラム開発・試行①②
- 評価手法・教材等の開発③④
- 教師研修カリキュラムの開発⑤



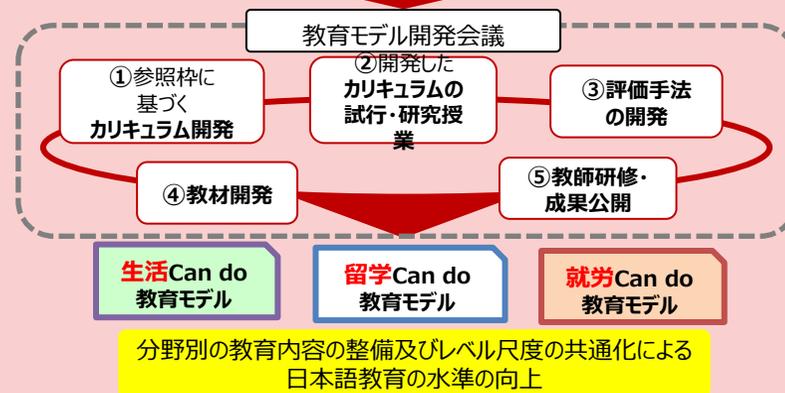
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及⑤
- 授業研究のための公開授業⑤



「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する**生活**のための日本語教育機関
- (2) **留学生**を対象とした日本語教育機関
- (3) **就労**のための日本語教育実施機関 など



アウトプット（活動目標）

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ② 教育実践活動のモデルの構築
- ③ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ④ 公開授業・教師研修の開発
- ⑤ 分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム（成果目標）

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ② 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③ 教育内容に応じた評価手法の改善
- ④ 公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤ 分野別日本語教育の連携

インパクト（国民・社会への影響）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)

◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
 - 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
 - 対象機関：大学・大学院等専門機関
 - 件数・単価：6箇所×約1,000万円(令和5年度は全国6ブロック6箇所を予定)
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



(2) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】
 ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】
 ⑦中堅日本語教師(3～10年目)
 ⑧主任日本語教師
 ⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
 - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
 - 件数・単価：1箇所×約2,000万円(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)
 - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)
 (令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

アウトカム(成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和5年度予算額（案） 191百万円
（前年度予算額） 51百万円



背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する制度や人材が不十分であり、質の高い日本語教育を提供するための仕組みとして、①文部科学大臣による日本語教育機関の認定制度、②適切な指導を行うための専門的な知識及び技能を有していることを保証する日本語教師の新たな資格制度について検討している。

新たな制度を確実に実行するため、令和5年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトの構築や日本語教師の資格試験に向けた環境整備を進める。

現行の日本語教師の資格

- （法務省告示基準より抜粋）
- ・大学・大学院の日本語教育に関する課程修了
 - ・日本語教師養成研修修了＋学士の学位
 - ・日本語教育能力検定試験合格
 - ・その他

○経済財政運営と改革の基本方針2022

（外国人材の受入れ・共生）

外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、（中略）日本語教育の推進（注）や外国人児童生徒等の就学促進を進め、…（略）

（注）日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の提出（中略）を含む。

○成長戦略フォローアップ（令和4年6月7日）

ii）高度外国人材の受入促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、早期に法案の提出を行う。

事業内容

1. 日本語教師試験等の運用のための環境整備

予算額（案）：160百万円

日本語教師の新たな資格試験を実施を目指して、試験システムの導入を行い、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和5年度から令和6年度にかけて計2回実施し、本試験の運用を確実にするための環境整備を行う。

①試験システム環境整備事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。

（事業期間：令和5年度）

②試行試験実施事業

①で導入した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。

（事業期間：令和5・6年度）

2. 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備

予算額（案）：31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することを検討しており、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、養成機関の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。（事業期間：令和5・6年度）

令和5年度試行試験（案）

○対象者：全国で3,000名程度

○会場：全国5か所程度

→全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数：約4万人

（文化庁「令和3年度日本語教育実態調査」より）

アウトプット（活動目標）

- ・ 必要な環境の整備
- ・ 資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

アウトカム（成果目標）

- ・ 日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・ 日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト（国民・社会への影響）

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和5年度予算額(案)
(前年度予算額)

128百万円
55百万円)



背景・課題

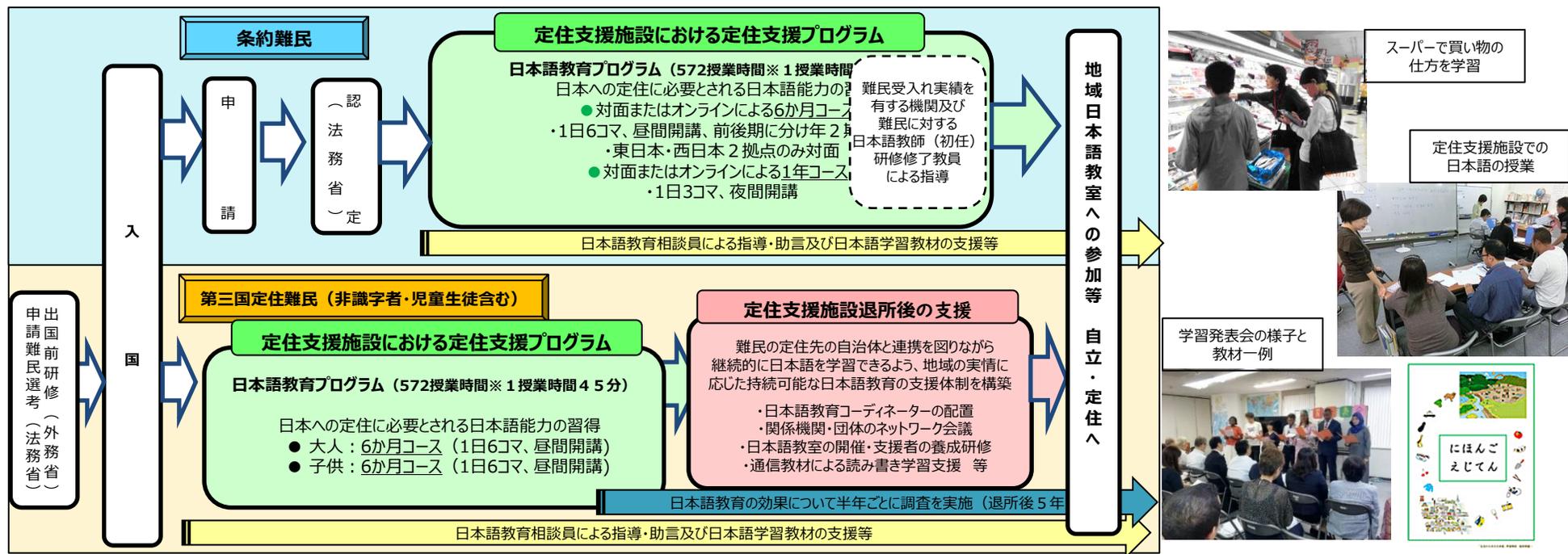
条約難民 (※1) については、「難民対策について (平成14年閣議了解)」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」(同年月日難民対策連絡調整会議決定)に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を(年約30名)実施。

第三国定住難民 (※2) については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設退所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から**年2回60名の受け入れ**を行う方針。新型コロナウイルス感染症による入国制限の緩和により、令和5年度は方針通り、年2回60名の受け入れを行う予定。(「第三国定住による難民の受け入れの実施について (令和元年閣議了解)」及び「第三国定住による難民の受け入れに関する具体的措置について (同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正)

(※1) **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

(※2) **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

事業内容



アウトプット (活動目標)

- ・ 難民等に対する「自立した言語使用者」
- ・ B1相当までの日本語教育による自立支援

アウトカム (成果目標)

- ・ 難民等の自立・定住の促進
- ・ 定住先自治体の負担軽減

インパクト (国民・社会への影響)

- ・ 外国人共生社会の実現に寄与